

平成29年度 事業計画

芦北町では急激な少子高齢化がより一層進み、ひとり暮らしの高齢者や要介護認定者等への支援をはじめ、在宅の認知症高齢者、生活困窮者等への対応など、支援を必要とする対象者が増加している状況です。

また、隣近所の付き合いや地域における住民相互のつながりが希薄化していることや、地域福祉活動の担い手が少ないなど、その課題が山積しています。

さらに、平成28年度に起きた大規模な複数の自然災害により、社会福祉協議会の存在が大きな注目となっています。

このような中、本年度から5年間の第3次地域福祉活動計画が施行されました。「共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた」を基本理念に、4つの基本目標、4つの心で取り組んでいきます。各種事業を積極的に行うことにより誰もが地域で家族や友人、地域住民と共に、心豊かで健康的ないきいきとした生活ができる福祉社会の実現に向けて努めてまいります。

平成29年4月から社会福祉法人改革が行われます。社会福祉協議会では、組織の体制強化や地域における公益的な取り組みの責務化・社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進等が基本的な考え方とされています。芦北町の地域福祉活動の中核として、誰もが住み慣れた地区で安心して暮らせる町の実現のために、一人ひとりがお互いに認め合い、地域性や生活者の考え方を尊重し、関係機関等と連携し、邁進できるよう努めます。

基本理念

～ 共助の心で みんなで取り組む やさしいまち あしきた ～

本計画は、『芦北町地域福祉計画』及び『芦北町地域福祉活動計画』と連携し、地域住民の「共助の心」を育て、お互いを認め合い、支え合うための活動が、人や組織をつなぐ多様なネットワークを通じて展開される地域社会を目指します。

基本目標

I 住民主体の地域福祉の推進（思いやりの心）

地域の福祉課題の解決を目指し、小地域を単位とし地域住民が主体となった福祉活動を支援します。

また、関係機関・団体との連携を強化し、地域福祉コーディネートの充実を図ります。

II 地域福祉の担い手づくり（お互い様の心）

地域福祉活動の担い手となる地域福祉活動推進員を育成します。

また、ボランティアへの理解やセンターの充実と福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組みます。

Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり（助け合いの心）

福祉ニーズを持つ方への自立した生活を支援できるような体制づくりに努めます。

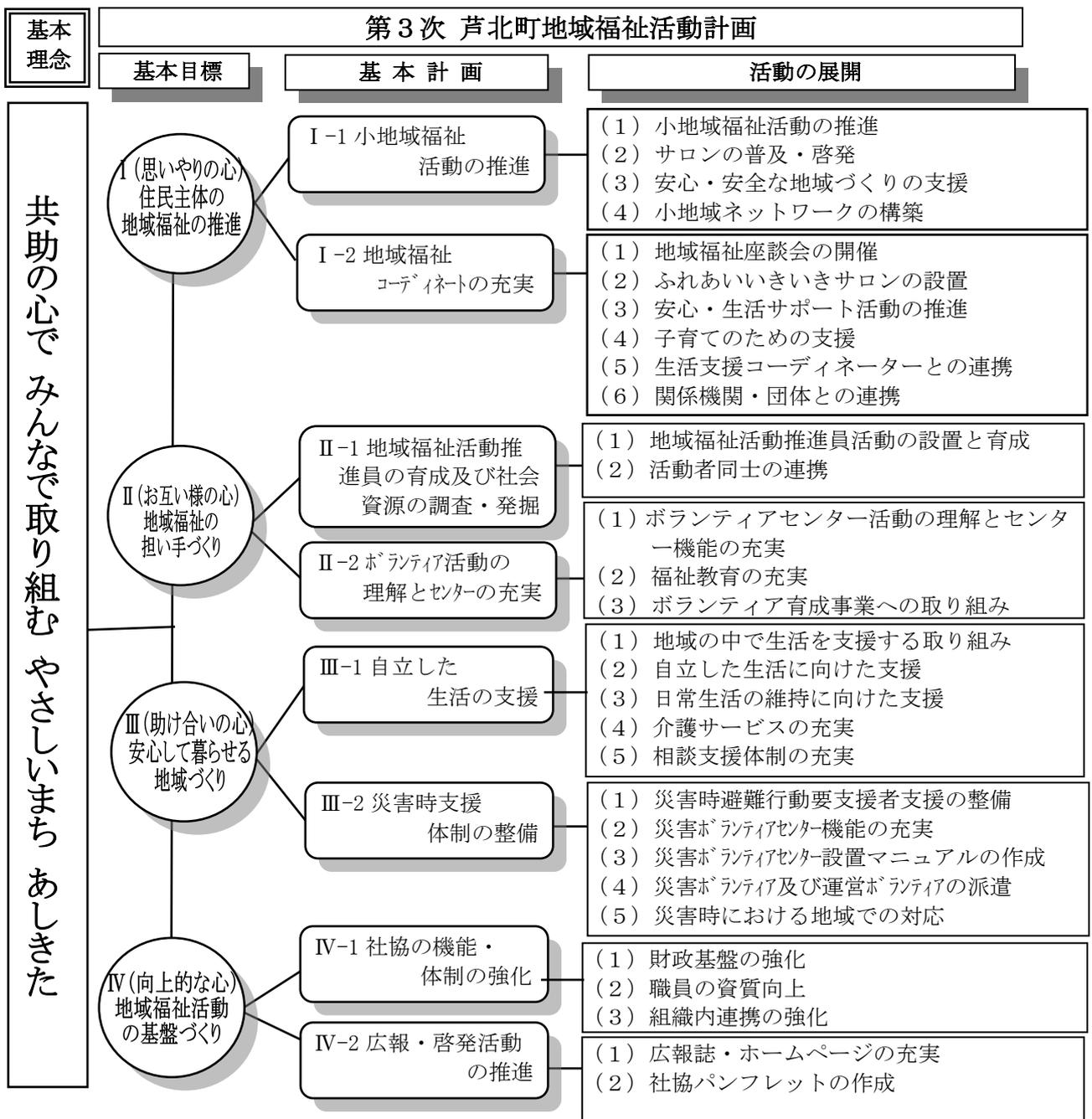
また、災害時避難行動要支援者の支援体制の整備やネットワークづくりを進めます。

Ⅳ 地域福祉活動の基盤づくり（向上的な心）

上記Ⅰ～Ⅲの目標達成のために、会員の加入促進と社協の機能・体制の強化を図るとともに、広報活動の充実に努めます。

計 画 の 体 系

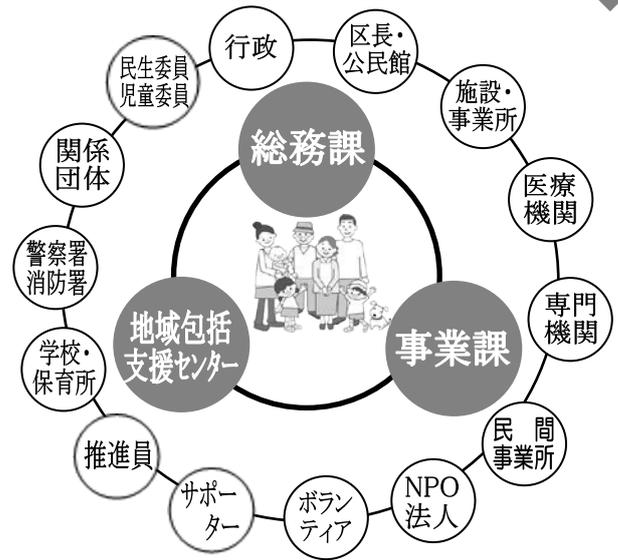
本年度は、4つ心や4つの基本目標を達成するために、基本計画に基づき活動を展開します。



計画の推進体制

本会の事業（活動）の推進においては、総務課・事業課・地域包括支援センター（3課6係）の専門部署の強化と情報の共有等連携の強化に努め活動を展開します。

また、地区だけでは取り組めないような問題等の対応や解決をするために、行政並びに各種機関・団体等と連携し、芦北町地域福祉ネットワークの構築を推進します。



事業（活動）計画

基本計画実現のために、次のとおり事業（活動）を展開します。

◇◆◇ 社会福祉事業 ◇◆◇

■総務課

【総務係】

1. 法人（本所）運営事業

（基本目標：IV）

（1）理事会・評議員会の開催及び監査の実施

平成29年度からの社会福祉法人の改革により経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等を図る必要があります。また、役員等の員数の変更も行われ、理事が6名以上7名以内、評議員が7名以上10名以内（定款により）となります。また、新たに評議員選任・解任委員（3名）も設置されます。健全な法人運営を図るため、理事会・評議員会を開催し事業運営（経営）に関する審議を行います。

また、業務執行及び財産の状況について監事による監査を実施するとともに、監査機能の専門性の充実と住民の信頼を高めるため、税理士事務所に委託し外部監査を実施します。

（2）職員の資質の向上

職員の一人ひとりの能力の向上のための研修と上級資格取得への意欲向上へ繋がる援助を行います。

また、地域住民へ視点を置き、本所、支所、部門間の連携と情報の共有等を行い組織内の連携強化に努めます。

（3）安全衛生委員会の開催

安全衛生法の規定に基づき、職員の労働安全及び衛生に関する事項を調査審議

するため安全衛生委員会を開催します。

(4) 社協活動の広報・啓発

地域住民、行政及び関係機関・団体への社協活動の理解を深めるため、広報「きずな」やホームページを通じて活動のPRを行い、社協の理解者・支援者の拡大を図ります。

2. 生活福祉資金・福祉金庫貸付事業 (基本目標：Ⅲ)

低所得者世帯に属する方、経済的・社会基盤の不安定な生活困窮世帯や日常生活困難者に対し、個別の状況に応じた限度の範囲内で、低利又は無利子で適時に生活福祉資金等の貸付けを行い、専門機関との連携など相談体制の充実や相談者の生活安定の模索など総合的な生活援助活動を通して相談者等の支援を行います。

(1) 生活福祉資金の貸付（熊本県社会福祉協議会受託事業）

(2) 福祉金庫貸付（1世帯 30,000円以内）

3. 生活困窮者等自立相談支援事業 (基本目標：Ⅲ)

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

(1) 「自立相談支援窓口」（主任相談支援員）の設置

(2) 「総合相談窓口」（相談支援員・就労支援員）の設置

【地域福祉係】

1. 小地域福祉推進事業 (基本目標：Ⅰ、Ⅱ)

地域福祉活動計画に基づき、自助・共助・公助の協働による地域福祉の推進体制の確立に向け、地域福祉活動推進員を設置し、区長、民生児童委員や専門機関等と連携を図り、地域住民とともに福祉の町づくりを推進します。

また、住民参加による地域課題の解決を目指し、地域福祉コーディネート及び活動支援、人材育成・啓発事業等を行います。

(1) 会員・会費制度の促進

(2) 小地域福祉活動の推進

①小地域福祉活動の支援（小地域福祉活動助成）

②先進的な地域福祉活動の支援（地域福祉モデル事業助成）

③安心・安全な地域づくりの支援（防犯グッズ助成）

④ふれあいいいきサロン活動の支援（サロン活動助成）

⑤子育てのための支援の充実

(3) 地域福祉活動推進員制度の充実

①地域福祉活動推進員会議（全体会）の開催

②地域福祉活動推進員先進地視察研修の実施

③地域福祉推進セミナーの開催

(4) 職員の資質（コーディネート技術）の向上と広報・啓発活動の充実

①各種研究会議、研修会等への参加

②情報発信（地域の福祉活動や事例紹介）

2. 地域福祉権利擁護事業

（基本目標：Ⅲ）

認知症高齢者や知的・精神障がい者が地域において自立し、安心した生活が送れるよう支援します。

また、本事業では対応が困難な事例への対応を図るため、「成年後見制度」の理解と法人後見の取り組みについて行政並びに関係機関と連携し検討します。

（1）福祉サービス利用援助事業の適正な運営

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理
- ③預かり物件の保管
- ④生活状況の把握

（2）成年後見制度の理解と法人後見への取り組みについての検討

- ①成年後見（法人後見）制度研修会等への参加
- ②法人後見センターの研究・検討（先進地社協との情報交換等）

3. 水俣・芦北地域見守り活動推進事業

（基本目標：Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

地域福祉コーディネーターを設置し、住民主体による地域福祉活動を推進するため、生活基盤を単位とした小地域による見守り活動の推進と体制の強化に向けたネットワークの構築と充実を図ります。

また、見守り活動への住民理解と参加を深めるとともに、行政並びに関係機関・団体との連携強化と活動の担い手となる協力者（地域福祉活動推進員）の育成に努めます。

（1）小地域ネットワークの構築

- ①地域福祉座談会の開催
- ②見守り活動推進会議の開催（区、地区単位）
- ③災害図上訓練「DIG」の実施
- ④芦北町見守りネットワークとの連携
- ⑤『熊本見守り応援隊』活動の推進

（2）ふれあいいいききサロンの設置と推進

- ①サロン活動の普及・啓発、活動支援及び運営者の育成

（3）住民参加型「地域支え合い」活動の推進

- ①安心生活サポート事業の実施

（4）協力者の育成と関係機関・団体等との連携

- ①協力者（地域福祉活動推進員）研修会の実施
- ②社会資源の調査・発掘と活用
- ③関係機関・団体との情報の共有、交換及び連絡会議等への参加

4. 共同募金配分金事業

（基本目標：Ⅱ、Ⅲ）

福祉制度外のサービスの推進、当事者組織の支援、地域住民への福祉の理解を深めるための各種活動を展開します。

- (1) 老人福祉活動
 - ・一人暮らし高齢者等激励及び支援、金婚夫婦、寡婦記念事業、地区敬老会支援等
- (2) 障がい児（者）福祉活動
 - ・地域間交流事業
- (3) 児童・青少年福祉活動
 - ・子ども“ふれあい”教室、“こんにちは”赤ちゃん運動
- (4) 母子・父子福祉活動
 - ・親と子の一日旅行、クリスマスプレゼント贈呈
- (5) 福祉育成・援助活動
 - ・福祉育成事業、当事者団体等支援、地域福祉整備事業、生活困窮者・災害被災者援助事業、住民参加型福祉サービス援助事業
- (6) ボランティア活動育成
 - ・ボランティアセンター事業、福祉教育推進事業

■事業課

【介護保険事業係】

社会福祉協議会が実施する介護保険事業は、地域に密着し様々な機関・団体と連携を図りながら、利用者の生活を支え自立していただくことを目指し事業を推進します。

地域の中で何でも相談できる事業所として見守りネットワーク事業の一端を担い、安心して生活できる地域づくりに取り組み、地域包括ケアの推進に積極的に関わっていきます。

また、平成27年度の介護保険制度の改正により予防給付と地域支援事業の枠組みが変わり、要支援認定者の予防給付のうち訪問介護と通所介護は「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」へ移行されました。介護予防事業や「食」の自立支援事業の生活支援サービスをより効果的に実施できるよう検討します。

本年度も、さらに魅力のある社協の介護保険事業所づくりと、町民に必要とされる介護保険事業を芦北町と連携して進めていきます。

1. 訪問介護事業所

(基本目標:Ⅲ)

- ・利用者の生活向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高める適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活全般をサポートするため、関係機関との連携を図りながら、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- ・本人の尊厳を保持したケア計画に基づき、全従事者が質の高いサービスを提供し自立支援に努めます。

【実施事業】

- ①訪問介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ②訪問型サービス事業（地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）

③障がい者居宅介護事業（障害者総合支援事業）

④障がい者移動支援事業（芦北町受託事業）

2. 訪問入浴介護事業所 (基本目標：Ⅲ)

- ・利用者の体調を第一に、身体への負担が最小限となるよう配慮しながら、安心して快適な入浴介護を提供します。
- ・住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、医療機関・各種関係者との連携を図りながら利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- ・身体状況に応じ、「その人らしい」入浴方法で、清潔が保てるよう支援します。

【実施事業】

①訪問入浴介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）

②介護予防訪問入浴介護事業（介護保険指定介護予防事業）

3. きずなの里通所介護事業所 (基本目標：Ⅲ)

- ・利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動と連携し、利用者を支える地域連携の拠点としての機能の充実を図ります。
- ・地域の課題、暮らしの課題の情報を共有し、利用者の生活を支える機能や介護保険外の利用者向けの取組など地域の連携体制に協力し、新たな事業や地域づくりを共に実行に向け取り組みます。

【実施事業】

①通所介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）

②通所型サービス事業（地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）

③閉じこもり予防通所支援事業（芦北町委託事業）

④障がい者日中一時支援事業（芦北町受託事業）

⑤食の自立支援事業（地域支援地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）

4. 居宅介護支援事業所 (基本目標：Ⅲ)

- ・「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、介護が必要な状態になっても、その有する能力に応じて、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるように、医療・保健・福祉の専門職や、地域の支え合いやインフォーマルサービスによる支援との連携を図ることにより、多職種協働による適切な介護サービスの提供に繋がります。
- ・特定事業所として、介護支援専門員実務研修における「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力体制を確保します。また、中重度者や支援困難ケースへの対応を行うとともに、緊急性のある利用者からの相談等には連絡体制を確保し対応します。
- ・社協のケアマネジャーとして、その役割を自覚して、地域の生活課題や福祉ニーズの発見に努め、地域と介護の連携会議や地域ケア会議等の場で情報共有し、地域に共通した課題の明確化に努めます。

【実施事業】

①居宅介護支援事業（介護保険事業）

②介護予防支援事業（芦北町地域包括支援センター受託事業）

【田浦支所事業係】

1. 八幡荘生活支援ハウス運営事業 (基本目標：Ⅲ)

- ・居宅において生活することに不安のある高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して、健康で明るい生活ができるよう支援します。
- ・入居者に対する日常生活の援助、各種相談及び助言等を行うとともに、緊急時の対応並びに必要なに応じて、福祉サービス等の利用手続きの援助を行います。
- ・行政並びに関係機関と情報の共有を図り、施設の適正な管理と入居者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援します。

2. 八幡荘通所介護事業所 (基本目標：Ⅲ)

- ・地域密着型事業所として、住み慣れた身近な事業所において、なじみの言葉や風習が漂うなかで、穏やかな生活が送れるよう、地域や各種関係機関との連絡調整を図り、本人の思いに寄り添うケアを提供します。
- ・八幡荘デイサービスセンター運営推進会議を開催し、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上に努めます。
- ・地域密着型通所介護事業の現状と今後の芦北町地域支援（介護予防・生活支援サービス）事業の動向を踏まえ、制度別に開所日を指定し、利用者の心身の状況に応じたサービスの提供を確保するため、運営体制の見直しと検討を行います。

【実施事業】

- ①地域密着型通所介護事業（介護保険指定居宅サービス事業）
- ②通所型サービス事業（地域支援「介護予防・生活支援サービス」事業）
- ③閉じこもり予防通所支援事業（芦北町委託事業）

3. 田浦福祉センター管理運営事業 (基本目標：Ⅲ)

町民の福祉の増進及び生活の維持向上を図るため、高齢者の生活向上を促し充実した福祉センターの管理運営業務を適切に行います。

■芦北町地域包括支援センター

【介護予防事業係】

1. 転倒骨折予防事業 (基本目標：Ⅲ)

高齢者を年齢や人身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的に開催します。

(1) 介護予防把握事業

①要介護者予備軍（認知症・閉じこもり）の早期発見

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防へつなげるため、地域包括支援センターや介護予防サポーター、各関係機関との連携を強化する。（情報の共有化）

(2) 介護予防普及啓発事業

①介護予防の取り組みの紹介及びホームプログラムのチラシ配布（1回／年）

②関係機関等による介護予防講習会を開催する。

・歯科衛生士による口腔ケア教室 5拠点（佐敷・大野・古石・湯浦・東部）

・歯科衛生士による口腔モデル地域フォローアップ教室（伏木氏）

・保健師等による健康講話 5拠点（佐敷・大野・古石・湯浦・東部）

③介護予防の必要性を町民に周知するため、介護予防教室を開催する。

・ノルディックウォーキング教室を開催（5回／年）

各地域に出向きノルディックウォーキングの効果や基本動作について指導（春季：佐敷・田浦・湯浦 秋季：大野・吉尾）

※希望者には1ヶ月間ポールを貸し出し、ウォーキングを行ってもらおう。

・音楽療法・自宅で出来るストレッチ運動・ロコチェック等を絡めた介護予防開催（2回／年）

④介護予防に関するボランティア等の人材育成を行う。

・介護予防サポーター養成講座の開催（3回／年）

・介護予防サポーターフォローアップ研修会の開催（2回／年）

⑤各研修会、講習会へ参加し拠点事業の充実を図る。

(3) 地域介護予防活動支援事業

①介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実させる。

②各拠点事業での熊本県統一の評価基準及び評価を行う。（3回／年）

【沿岸地域と山間地域の比較】

2. 水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業

(基本目標：Ⅲ)

水俣病発生地域における高齢の水俣病被害者等が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう実施し、日常生活の質の向上及び社会参加の促進に資する取り組みを行う。

(1) 基本的行動機能の維持向上に資するサービス等の実施

①女島活力推進センターを活用し、定期的に運動等教室を開催する。

○女島地区（福浦、沖、女島西、平生） 第1～4木曜日（4回／月）

○佐敷西地区（鶴木山、計石西、計石東） 第1・3火曜日（2回／月）

○田浦西地区（田浦町1、3、4、波多島、井牟田1、2）
第1水曜日（1回／月）

○田浦南地区（小田浦5、6、7、海浦1、2）

第2・4水曜日（2回／月）

(2) 在宅訪問を行う（随時）

65歳以上の高齢者を訪問し、自宅での運動プログラムの紹介および、相談業務を行う。

①対象地区に対し、在宅用のプログラムを配布（3回／年）

女島地区 1回目：4月、2回目：8月、3回目：12月

佐敷西地区 1回目：5月、2回目：9月、3回目：1月

田浦西地区 1回目：6月、2回目：10月、3回目：2月

田浦南地区 1回目：7月、2回目：11月、3回目：3月

(3) 要介護者予備軍（認知症・閉じこもり）の早期発見

・地域包括支援センターや介護予防サポーター、各関係機関との連携強化（情報の共有化）

(4) 介護予防サポーターフォローアップ研修会の開催（2回／年）

(5) 拠点事業周知を図るための「ゆめもやいだより」（活動案内・報告）を発行（3回／年）

(6) 関係機関等による介護予防講習会を開催する。

①保健師等による健康講話（4回／年）各拠点1回／年

②口腔ケア教室（4回／年）各拠点1回／年

③地域リハ講演会（4回／年）各拠点1回／年

④音楽療法教室（8回／年）各拠点2回／年

(7) 地域間、世代間交流会を開催する（8回／年）各拠点2回／年

①地域間交流会では野外でグラウンドゴルフ等を行い、他の拠点地区などを対象に交流の場を提供（10月）

②世代間交流会では子供とのふれあい交流を実施（8月）

(8) 運動器の評価を行う。（3回／年）

沿岸部と山間部の比較を熊本県統一の測定基準で評価を行う。

◇◆◇ 公 益 事 業 ◇◆◇

【地域包括支援センター事業係】

町と入念な協議等を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

1. 介護予防ケアマネジメント事業

(基本目標：Ⅲ)

要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業に積極的に参加し、日常生活の中で介護予防の取り組みを習慣化し、住み慣れた地域で元気に過ごしてもらうことを目的とします。

(1) 要支援1・2認定者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）の実施

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防ケアマネジメント（ケアマ

ネジメントB・C)の実施

- (3) 介護予防支援における給付管理、請求事務の実施
- (4) 介護予防ケアマネジメントにおける請求事務の実施
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業判定会議への参加

2. 総合相談支援事業 (基本目標:Ⅲ)

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス等が利用できるよう関係機関等との連絡調整を行います。また、公的サービス以外でも地域福祉活動やボランティア活動等の非公的サービス利用も含めた支援が行えるようネットワークの構築を図ります。

- (1) 各種相談受付及び介護認定申請窓口対応
- (2) 地域支援ネットワーク構築
 - 要援護高齢者等実態調査実施（4月：民生児童委員協議会の協力）
 - ・社会資源の確認（年2回：4月、9月）
 - 社会福祉協議会との連絡調整
- (3) 福祉用具の貸与（緊急かつ臨時的）

3. 権利擁護事業 (基本目標:Ⅲ)

権利侵害を受けている、または受ける可能性がある高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳のある生活を行うことができるよう関係機関との連携を図ります。また、高齢者虐待や消費者被害等が未然に防止できるよう普及啓発を行います。

- (1) 高齢者虐待・消費者被害防止等の普及啓発活動
 - 民生児童委員協議会への周知：12回／年
 - 広報誌への掲載1回／年
- (2) 高齢者虐待を含む権利侵害等ケースへの支援（随時）
- (3) 成年後見制度利用促進（町長申立ケースへの協力：随時）

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (基本目標:Ⅲ)

住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、高齢者の状況や変化に応じた包括的及び継続的なケアマネジメント支援を介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えると共に、個々の介護支援専門員のサポートを行います。

- (1) 介護支援専門員に対する支援
 - 介護支援専門員定例会の開催（1回／月・第3水曜日13時30分～）
 - 居宅介護支援事業所への訪問・面接（随時）
- (2) 主治医、関係機関等との連携（医療、介護連携の推進）
- (3) 地域ケア会議の開催（1回／月・第3水曜日15時～）（地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握及び課題解決策の検討、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援）
- (4) 介護保険係との連携によるケアプランチェック（給付適正化）
- (5) 住宅改修における事前訪問、軽度者への福祉用具貸与による担当者会議への参

加

(6) 困難事例のサービス担当者会議参加

5. 認知症総合支援事業

(基本目標:Ⅲ)

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域における医療及び介護の連携強化並びに町内に居住する認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族に対する支援体制の強化を図ります。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

○認知症初期集中支援チームに関する普及啓発

○認知症初期集中支援の実施

①訪問支援対象者の把握

②情報収集及び観察・評価

③初回訪問時の支援

④専門医を含めたチーム員会議の開催

⑤初期集中支援の実施

⑥引継ぎ後のモニタリング

(2) 認知症地域支援・ケア向上推進事業

○認知症地域支援推進事業

・チーム員及び検討委員会との連絡調整

・チーム員及びチーム員会議及び検討委員会の運営

・各地域、医療介護団体等と連携できる体制づくり、地域への啓発、支援体制の見える化→認知症フォーラムの開催

・地域に応じた医療・介護サービス事業所や地域の支援者をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務

・認知症を抱える家族の会（たけのこ会）への活動支援

○認知症ケア向上推進事業

①認知症サポーター養成講座

・きずなの里（7月）、八幡荘（11月）

・小・中学校、一般：随時

②認知症サポーターフォローアップ教室（2回／年：9月・1月）

③認知症キャラバンメイト連絡会開催（2回／年：6月・10月）

④認知症学習会の開催（3回／年：8月・10月・2月）

⑤芦北町認知症ケア高齢者虐待防止等事業の実施

⑥水俣芦北臨床認知症研究会世話人会への参加

6. 生活支援体制整備事業

(基本目標:Ⅲ)

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

(1) 地域ニーズの把握

○地域ニーズと資源の状況把握

- ・地域福祉座談会に参加し地域ニーズと社会資源の把握。
- ・地域ケア会議（毎月1回第3（水）13時30分～）へ参加し、地域課題の把握。

（2）ネットワークの構築

①行政区長、民生児童委員、社会福祉協議会、地域福祉活動推進員、NPO等への協力依頼

- ・介護保険制度の動向や地域での支え合いの必要性について、地域福祉コーディネーターと連携し、2地区（大野、吉尾、）で説明会を実施。

② 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一

- ・今後の目指すべき姿を考えてもらうワークショップを2地区で開催。

③ 関係者のネットワーク化

- ・ワークショップ後、連絡会等を立ち上げてネットワークを構築。

（3）生活支援 ニーズとサービスのコーディネート

①必要とされるサービスの抽出及び検討

②既存のサービスの活用

③行政との連絡調整

■総務課

【総務係】

1. 芦北町もやい直しセンター事業 （基本目標：Ⅲ）

（1）もやい直しセンター運営事業

水俣病や水俣病患者に対するいわれなき差別や偏見をなくし、住民がそれぞれの立場や境遇を正しく理解し合い、みんなが仲良く楽しく暮らせる地域社会実現のため、その場所と機会を提供します。

毎月第4水曜日に温泉施設を無料開放するなど、地域住民の心と心を結び合う場所として、本施設を利用していただくために適正な運営管理を行ってまいります。

（2）生きがいつくり事業

自らの特技を活かして社会に貢献することにより、生きがいを見出し活力ある地域社会を創造することを目的に、リフォーム教室及び太極拳講座を開催します。

2. 芦北町シルバー人材センター事業 （基本目標：Ⅲ）

（1）シルバー人材センター運営事業

高齢者の一人ひとりのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉向上、活性化に取り組みます。具体的には、剪定講習会等の実施により班体制の組織を充実させ、会員主導による事業運営に向けた活動を進めてまいります。

さらに、高齢化が進む中で、高齢者は受け手ではなく、担い手として虚弱高齢者を支援する支援者としての役割も高まりつつあり又、支援を必要とする高齢者も増加していくものと予想され、今後は介護や福祉へ参加できる場を求めていきます。

(2) 御休み処事業

星野富弘美術館の御休み処は、開設の平成19年度から本社協が運営に当たっています。試行錯誤のうえ、現在はシルバー人材センターの会員で木、日曜日を除く週5日営業を行っているところです。

平成25年度から弁当にも取り組み、近所の高齢者の抛り所や食事の提供に貢献しています。平成28年度は、新しいメニュー等に積極的に取り組み、大きな成果を上げました。平成29年度も引き続きその努力を継続し、「地域に根付いたちいさな温もりのある食事処」をモットーに健全経営を目指します。